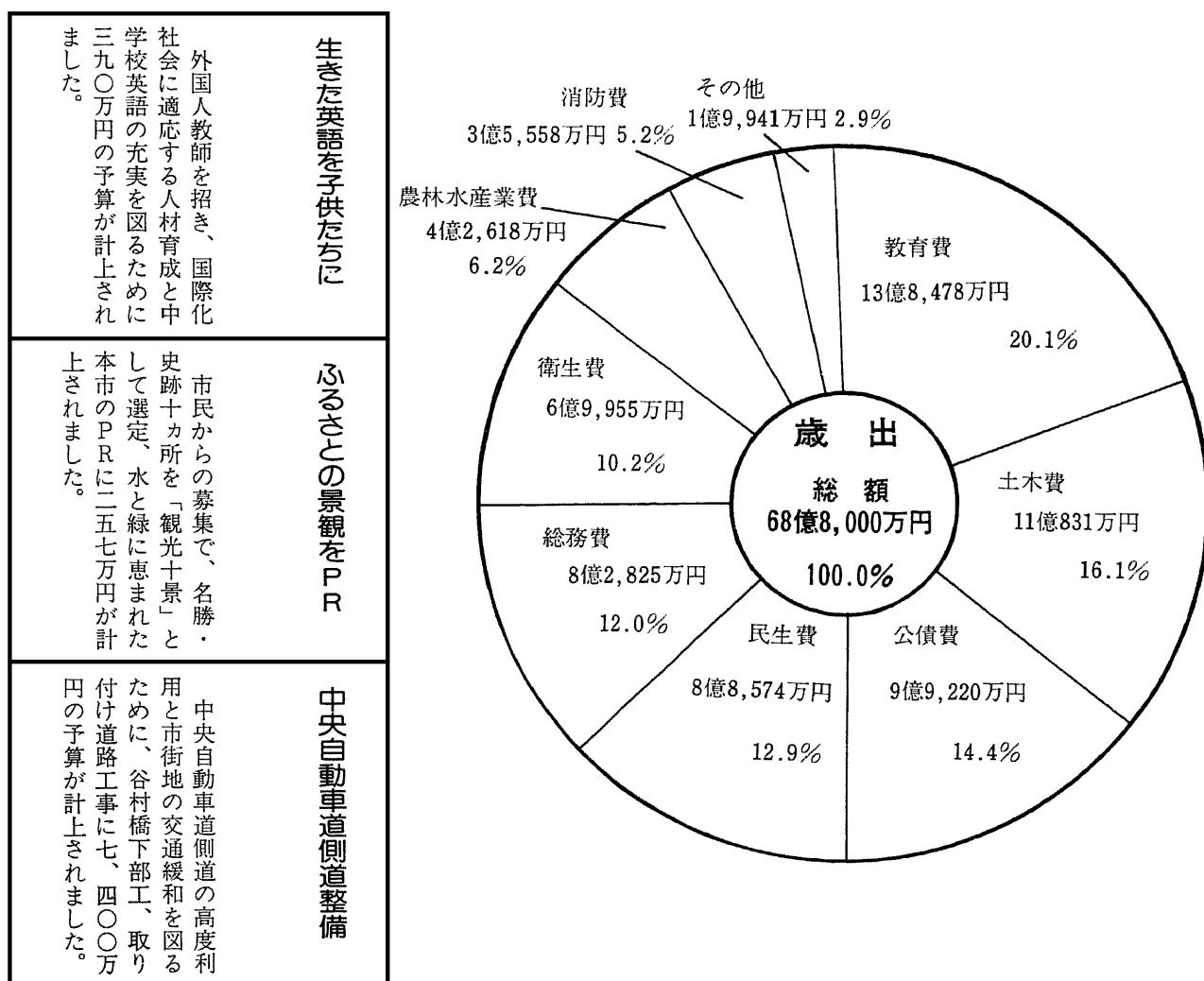


# 昭和63年度当初予算 活力あるまちづくり



●国庫支出金――国が特定の事務事業に対し、国家的見地から公益性があると認められる事業への給付金。

●会計年度――地方公共団体の収入及び支出を区分整理して、その関係を明らかにするために設けられている一定の期間をいい、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日終わるものとされている。

●特別会計――一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。

本市には、都留文科大学特別会計・国民健康保険事業特別会計・簡易水道事業特別会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計・都留診療所特別会計老人保健特別会計の六特別会計があります。

●自主財源――地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、主に市税がその財源です。自主財源の多い、少ないは行政活動の自主性と安定性を計る尺度となります。